

「国産大豆の安定供給に関する懇談会」開催要領

1 趣 旨

平成11年に策定された「新たな大豆政策大綱」に基づき、平成12年の法改正をはじめとして大豆交付金制度全体の改善を図ってきた中で、国産大豆の取引については、入札取引における市場開設者と売り手の分離や結果の公表、入札取引での適正かつ透明な価格形成を前提とした相対取引及び契約栽培の拡充等の見直しが行われてきた。

一方、水田での本格的生産等に伴う国産大豆の生産・流通量の急増、平成15年産の不作に伴う国産大豆価格の高騰等を背景に、実需者等からは国産大豆の安定供給について多くの要望が出されている。

今後とも、国産大豆の安定供給を確保するためには、生産者・実需者間で国産大豆の安定的な取引関係を構築することが重要であることから、国産大豆の取引方法を検証し、その改善を図るとともに、担い手の経営安定に資する安定的な生産のあり方と、実需者ニーズを適切に反映した国産大豆の品質改善について検討を行うものとする。

2 検討事項

- (1) 国産大豆の生産流通の現状と課題
- (2) 国産大豆の安定的な取引方法のあり方
- (3) 国産大豆の安定生産と品質改善のあり方

3 運 営

- (1) 「国産大豆の安定供給に関する懇談会」は別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 懇談会の座長は、委員の互選により選任する。座長は、懇談会の議事を運営する。
また、座長は、懇談会の承認を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。
- (3) 懇談会は、必要に応じ関係者を出席させ、説明及び意見の聴取を行うことができる。
- (4) 懇談会は必要に応じ開催する。
- (5) 懇談会は公開とする。ただし、懇談会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は懇談会に諮って、非公開とすることができる。
なお、議事概要等は原則として公開するものとする。
- (6) 懇談会に関する庶務は、生産局農産振興課において行う。

(別紙)

「国産大豆の安定供給に関する懇談会」委員

《敬称略、五十音順》

- 相原鉄雄 (株)相原商店代表取締役
- 有原丈二 (独)農業・生物系特定産業技術研究機構
中央農業総合研究センター関東東海総合研究部長
- 大平秀幸 日本生活協同組合連合会開発企画部長
- 越智信彦 ホクレン農業協同組合連合会農産事業本部農産部長
- 加賀清孝 大豆生産者(岐阜県 鹿野地域営農組合)
- 木嶋弘倫 日本豆腐協会専務理事
- 黒田敏昭 全国納豆協同組合連合会専務理事
- 平春枝 前日本女子大学家政学部食物学科教授
- 高橋正郎 女子栄養大学大学院客員教授
- 武政邦夫 (社)大日本農会会長
- 中谷博 全国農業協同組合連合会農産部長
- 野村知行 佐賀県生産振興部農産課長
- 平田大三郎 全国穀物商協同組合連合会大豆対策委員長
- 福垣光治 全国主食集荷協同組合連合会業務部長
- 森澤重雄 全国農業協同組合中央会食料農業対策部長
- 山本進 (財)日本特産農産物協会専務理事

は座長、 は座長代理

(計16名)